弁護士報酬基準

濱田法律事務所
Hamada Law Office

2026年9月25日改定

〒107-0052　東京都港区赤坂2丁目21 - 5 ABC A-5
Tel：(03) 6824-1592 ｜ Fax：(03) 6824-1593

弁護士報酬基準

第１章　総則

（目的及び趣旨）

第１条　当法律事務所は，以下のとおり法律事務を行うにあたっての報酬基準（以下「本基準」といいます。）を定めています。

（弁護士報酬の種類）

第２条　弁護士報酬は，(1)法律相談料，(2)書面による鑑定料，(3)着手金，(4)報酬金，(5)手数料，(6)時間制（タイムチャージ）による報酬，(7)顧問料，(8)日当，(9)着手前調査検討費用及び(10)その他報酬とします。

２　前項の意義は，次のとおりです。

(1)法律相談料

依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定のほか，電話，電子メール，ファックスその他書面による相談に対する簡易な回答を含みます。）の対価をいいます。

(2)書面による鑑定料

依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。

(3)着手金

事件又は法律事務（以下「事件等」といいます。）の性質上，委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて，その結果のいかんにかかわらず，受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいい，結果が不成功となった場合でも返還はありません。

(4)報酬金

事件等の性質上，委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて，その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいい，着手金とは別に発生します。

成功の程度については，経済的利益を評価して算定します。

(5)手数料

原則として１回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。

(6)時間制（タイムチャージ）による報酬

委任事務処理の対価として，依頼者との協議により，１時間あたりの適

正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます。）を乗じた額を受けることをいいます。

(7)顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。

(8)日当

弁護士が，委任事務処理のために事務所所在地を離れ，移動によってその事件等のために時間を費やすこと（委任事務処理自体による拘束を除きます。）の対価をいいます。

(9)着手前調査検討費用

弁護士が，受任前に法律関係や事実関係につき，事前処理を行ったが，受任に至らなかった場合の対価をいいます。

(10)その他の報酬

上記のいずれの項目にも該当しない報酬のことをいいます。

（弁護士報酬の支払時期）

第３条　着手金は，事件等の依頼を受けたときに，報酬金は，事件等の処理が終了したときに，その他の弁護士報酬は，本基準に特に定めのあるときはその規定に従い，特に定めのないときは，依頼者との協議により定められたときに，それぞれ支払を受けるものとします。

（事件等の個数等）

第４条　弁護士報酬は，１件ごとに定めるものとし，裁判上の事件は審級ごとに，裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって，１件とします。ただし，第３章第１節において，同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については，特に定めのない限り，最終審の報酬金のみを受けるものとします。

２　裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは，別件とします。

（弁護士の報酬請求権）

第５条　弁護士は，各依頼者に対し，弁護士報酬を請求するものとします。

２　次の各号の一に該当することにより，受任件数の割合に比して１件あたりの執務量が軽減されるときは，弁護士は，第２章から第５章まで，及び第７章の規定にかかわらず，弁護士報酬を適正妥当な範囲で減額することができます。

(1)　依頼者から複数の事件等を受任し，かつその紛争の実態が共通であるとき。

(2)　複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け，委任事務処理の一部が共通であるとき。

３　１件の事件等を複数の弁護士が受任したときは，次の各号の一に該当するときに限り，各弁護士は依頼者に対し，それぞれ弁護士報酬を請求することができます。

(1)　各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

(2)　複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり，かつその事情を依頼者が認めたとき。

（弁護士の説明義務等）

第６条　弁護士は依頼者に対し，あらかじめ弁護士報酬等について，十分に説明するものとします。

２　弁護士は，事件等を受任した後，必要に応じ，速やかに，委任契約書を作成し，契約を締結します。

３　委任契約書には，受任する法律事務の表示及び範囲，弁護士等の報酬の種類，金額，算定方法及び支払時期，委任事務の終了に至るまで委任契約の解除ができる旨並びに委任契約が中途で終了した場合の清算方法その他特約事項を記載します。

４　弁護士は，依頼者からの要望があった場合，弁護士報酬等の額，その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付します。ただし，本条第２項に定める委任契約書を作成した場合はこの限りではありません。

（弁護士報酬の減免等）

第７条　依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは，弁護士は第３条及び第２章から第７章までの規定にかかわらず，弁護士報酬の支払時期を変更・分割し又はこれを減額若しくは免除することができます。

２　着手金及び報酬金を受ける事件等につき，依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事情により，着手金を規定どおり受け取ることが相当でないときは，弁護士は第３章の規定にかかわらず，依頼者と協議のうえ，着手金を減額して報酬金を増額することができるものとします。ただし，着手金及び報酬金の合計額は，第１６条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えないものとします。

（弁護士報酬の特則による増額）

第８条　依頼を受けた事件等が，特に重大若しくは複雑なとき，審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において，前条第２項又は第２章から第４章までの規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは，弁護士は依頼者と協議のうえ，

その額を適正妥当な範囲内で増額することができるものとします。

(消費税等に相当する額)

第９条　消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６３条に基づく，弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含んだ金額の表示は，本基準別表によるものとします。ただし，消費税法の改正により，税率の変更があった場合には，その時点での税率の定めに従うものとします。

２　弁護士報酬を支払う際に，所得税の源泉徴収をなす場合，弁護士に対して源泉徴収票を交付するものとします。

第２章　法律相談等

(法律相談料)

第１０条　法律相談料は，原則として次のとおりとします。

(1)初回法律相談料	３０分まで無料。以降は(2)に準じます。相談前に資料（概ね５頁以上）の確認が必要となる場合には，(2)に準ずる法律相談料を請求することができるものとします。
(2)一般法律相談料	３０分ごとに 5,500 円以上 27,500 円以下。

２　前項の初回法律相談とは，事件単位で初めての法律相談をいい，一般法律相談とは，初回法律相談以外の法律相談をいいます。

(書面による鑑定料)

第１１条　書面による鑑定料は，110,000円以上1,100,000円以下とします。

２　前項において，事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは，弁護士は依頼者と協議のうえ，前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができます。

第３章　着手金及び報酬金

第１節　民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第１２条　本節の着手金及び報酬金については，本基準に特に定めのない限り，着手金は事件等の対象の経済的利益の額を，報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

（経済的利益－算定可能な場合）

第１３条　前条の経済的利益の額は，本基準に特に定めのない限り，次のとおり算定します。

(1) 金銭債権は，債権総額（利息及び遅延損害金を含みます。）。

(2) 将来の債権は，債権総額から中間利息を控除した額。

(3) 継続的給付債権は，債権総額の１０分の７の額。ただし，期間不定のものは，７年分の額。

(4) 賃料増減額請求事件は，増減額分の７年分の額。

(5) 所有権は，対象たる物の時価相当額。

(6) 占有権，地上権，永小作権，賃借権及び使用借権は，対象たる物の時価の２分の１の額。ただし，その権利の時価が対象たる物の時価の２分の１の額を超えるときは，その権利の時価相当額。

(7) 建物についての所有権に関する事件は，建物の時価相当額に，その敷地の時価の３分の１の額を加算した額。建物についての占有権，賃借権及び使用借権に関する事件は，前号の額に，その敷地の時価の３分の１の額を加算した額。

(8) 地役権は，承役地の時価の２分の１の額。

(9) 担保権は，被担保債権額。ただし，担保物の時価が債権額に達しないときは，担保物の時価相当額。

(10) 不動産についての所有権，地上権，永小作権，地役権，賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は，第５号，第６号，第８号及び前号に準じた額。

(11) 詐害行為取消請求事件は，被保全債権額。ただし，取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは，法律行為の目的の価額。

(12) 共有物分割請求事件は，対象となる持分の時価の３分の１の額。ただし，分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については，争いの対象となる財産又は持分の額。

(13) 遺産分割請求事件は，対象となる相続分の時価相当額。ただし，分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については，その相続分の時価相当額の３分の１の額。

(14) 金銭債権についての民事執行事件は，請求債権額。ただし，執行対象物件の時価が債権額に達しないときは，執行対象物件の時価相当額（担保権設定，仮差押等の負担があるときは，その負担を考慮した時価相当額）。

（経済的利益算定の特則）

第１４条　前条で算定された経済的利益の額が，紛争の実態に比して明らかに大きいときは，弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで，

減額するものとします。

２　前条で算定された経済的利益の額が，次の各号の一に該当するときは，弁護士は経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで増額することができるものとします。

(1)　請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため，前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

(2)　紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が，前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

（経済的利益－算定不能な場合）

第１５条　第１３条により経済的利益の額を算定することができないときは，その額を8,000,000円とします。

２　弁護士は，依頼者と協議のうえ，前項の額を，事件等の難易，軽重，手数の繁簡，時間及び依頼者の受ける利益等を考慮して，適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

（民事事件の着手金及び報酬金）

第１６条　訴訟事件，非訟事件，家事審判事件，行政審判事件，労働審判事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除きます。）の着手金及び報酬金は，本基準に特に定めのない限り，経済的利益の額を基準として，それぞれ次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の場合	8.8％	17.6％
300 万円を超え， 3000 万円以下の場合	5.5％+99,000 円	11％+198,000 円
3000 万円を超え， 3 億円以下の場合	3.3％+759,000 円	6.6％+1,518,000 円
3 億円を超える場合	2.2％+4,059,000 円	4.4％+8,118,000 円

２　前項の着手金及び報酬金は，事件の内容により，３０％の範囲内で増減額することができるものとします。

３　民事事件につき，同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，前２項にかかわらず，着手金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

４　前３項の着手金は，220,000円を最低額とします。ただし，経済的利益の額が１２５万円未満の事件の着手金は，事情により220,000円未満に減額することができるものとします。

（調停事件及び示談交渉事件）

第１７条　調停事件，示談交渉（裁判外の和解交渉をいいます。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」など裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成１６年法律第１５１号）第２条第１号に定める「民間紛争解決手続」の業務を行う機関等への申立事件（以下「仲裁センター事件」といいます。）の着手金及び報酬金は，本基準に特に定めのない限り，それぞれ前条第１項及び第２項又は第２０条第１項及び第２項の各規定を準用します。ただし，それぞれの規定により算定された額の３分の２に減額することができるものとします。

２　示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は，本基準に特に定めのない限り，前条第１項及び第２項又は第２０条第１項及び第２項の各規定により算定された額の２分の１とします。

３　示談交渉事件，調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，本基準に特に定めのない限り，前条第１項及び第２項又は第２０条第１項及び第２項の各規定により算定された額の２分の１とします。

４　前３項の着手金は，220,000円を最低額とします。ただし，経済的利益の額が１２５万円未満の事件の着手金は，事情により220,000円未満に減額することができるものとします。

（契約締結交渉）

第１８条　示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は，経済的利益の額を基準として，次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の場合	2.2%	4.4%
300 万円を超え， 3000 万円以下の場合	1.1%+33,000 円	2.2%+66,000 円
3000 万円を超え， 3 億円以下の場合	0.55%+198,000 円	1.1%+396,000 円
3 億円を超える場合	0.33%+858,000 円	0.66%+1,716,000 円

２　前項の着手金及び報酬金は，事件の内容により３０％の範囲で増減額することができるものとします。

３　前２項の着手金は，110,000円を最低額とします。

４　契約締結に至り報酬金を受けたときは，契約書その他の文書を作成した

場合でも，その手数料は発生しないものとします。

（督促手続事件）

第１９条　督促手続事件の着手金は，経済的利益の額を基準として，次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金
300 万円以下の場合	2.2％
300 万円を超え， 3000 万円以下の場合	1.1％+33,000 円
3000 万円を超え， 3 億円以下の場合	0.55％+198,000 円
3 億円を超える場合	0.33％+858,000 円

２　前項の着手金は，事件の内容により，３０％の範囲内で増減額することができるものとします。

３　前２項の着手金は，110,000円を最低額とします。

４　督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は，第１６条又は次条の規定により算定された額と前３項の規定により算定された額との差額とします。

５　督促手続事件の報酬金は，第１６条又は次条の規定により算定された額とし，仮執行宣言付支払督促の確定によって発生するものとします。

６　前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため，民事執行事件を受任するときは，弁護士は前各項の着手金又は報酬金とは別に，民事執行事件の着手金として第１６条の規定により算定された額の３分の１を，報酬金として同条の規定により算定された額の４分の１を，それぞれ受けるものとします。

（手形・小切手訴訟事件）

第２０条　手形・小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は，経済的利益の額を基準として，次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の場合	4.4％	8.8％
300 万円を超え， 3000 万円以下の場合	2.75％+49,500 円	5.5％+99,000 円

3000 万円を超え， 3 億円以下の場合	1.65％+379,500 円	3.3％+759,000 円
3 億円を超える場合	1.1％+2,029,500 円	2.2％+4,059,000 円

２　前項の着手金及び報酬金は，事件の内容により，３０％の範囲内で増減額することができるものとします。

３　前２項の着手金は，220,000円を最低額とします。

４　手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は，第１６条の規定により算定された額と前３項の規定により算定された額との差額とし，その報酬金は第１６条の規定を準用します。

（離婚事件）

第２１条　離婚事件の着手金及び報酬金は，次のとおりとします。ただし，同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件，離婚仲裁センター事件 又は離婚交渉事件	それぞれ 330,000 円以上， 550,000 円以下
離婚訴訟事件	440,000 円以上， 660,000 円以下

２　離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件又は離婚仲裁センター事件を受任するときの着手金は，前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の２分の１とします。

３　離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は，第１項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の２分の１とします。

４　前３項において，財産分与，慰謝料など財産給付を伴うときは，弁護士は，財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として，第１６条又は第１７条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求するものとします。

５　前各項の規定にかかわらず，弁護士は，依頼者と協議のうえ，離婚事件の着手金及び報酬金の額を，依頼者の経済的資力，事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し，適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

（人事訴訟事件）

第２２条　人事訴訟法第２条に規定する人事訴訟（離婚の訴えを除きます。）に関連する事件の着手金及び報酬金は，440,000円以上660,000円以下とします。ただし，同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

２　前項の紛争に関する交渉事件及び調停事件の着手金及び報酬金は，事件の内容により，前項の規定による額の３分の２に減額することができるものとします。

３　交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は，前項に規定する着手金の額の２分の１以下の額とします。

４　前２項に規定する場合において，慰謝料等財産給付を伴うときは，弁護士は，財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として，第１６条又は第１７条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正かつ妥当な額を加算して請求することができます。

５　前各項の規定にかかわらず，弁護士は，依頼者と協議のうえ，人事訴訟（離婚の訴えを除きます。）に関連する事件の着手金及び報酬金の額を，依頼者の経済的資力，事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し，適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

（家事審判及び家事調停に関する事件）

第２３条　家事事件手続法に規定する家事審判及び家事調停に関連する事件（第２１条及び第２４条から第２６条に規定するものを除きます。）の着手金，報酬金については，第１６条及び第１７条の規定を準用します。ただし，家事調停事件から引き続き家事審判事件を受任するときの着手金は，発生しないものとします。

（家事審判事件の特則）

第２４条　家事事件手続法第３９条，別表Ⅰに属する家事審判事件（成年後見人の選任，保佐人の選任，特別代理人の選任，子の氏の変更，離縁の許可，財産管理者の選任，財産目録調査期間の伸長，管理計算期間の伸長，相続放棄，遺言書の検認，遺言執行者の選任，遺留分の放棄等）で，事案簡明なものについての弁護士報酬は，55,000円以上220,000円以下の手数料のみとすることができます。ただし，受任後，審理又は処理が長期にわたる事情が生じたときは，第１６条の規定により算定された範囲内で，着手金及び報酬金を受け取ることができるものとします。この場合には，手数料を着手金又は報酬金の一部に充当するものとします。

（面会交流事件）

第２５条　面会交流事件の着手金及び報酬金は，それぞれ220,000円以下とし

ます。
2　面会交流事件において，交渉事件から引き続き調停事件又は審判事件を受任するときの着手金は，前項に規定する着手金の額の２分の１とします。
3　面会交流事件において，調停事件から引き続き審判事件を受任するときの着手金は，発生しないものとします。
4　面会交流事件の着手金及び報酬金は，当該面会交流事件が離婚手続と同一の機会（事実上同一の機会に行われる場合も含みます。）に行われる場合は発生しないものとします。

（監護者指定又は子の引渡請求事件）
第２６条　監護者の指定及び子の引渡請求事件の調停事件又は審判事件の着手金及び報酬金は，330,000円以下とします。
2　監護者の指定及び子の引渡請求事件の交渉事件の着手金及び報酬金は，前項の規定による額の３分の２に減額することができるものとします。
3　監護者の指定及び子の引渡請求事件において，交渉事件から引き続き調停事件又は審判事件を受任するときの着手金は，前項に規定する着手金の額の２分の１とします。
4　監護者の指定及び子の引渡請求事件において，調停事件から引き続き審判事件を受任するときの着手金は，発生しないものとします。
5　監護者の指定又は子の引渡請求事件の着手金及び報酬金は，離婚手続と同一の機会（事実上同一の機会に行われる場合も含みます。）に行われる場合は発生しないものとします。

（ハーグ条約適用対象事件）
第２７条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく事件（子の返還に関する事件，面会交流その他の交流に関する事件，出国禁止命令申立事件及び旅券提出命令申立事件の総称。以下「ハーグ条約適用対象事件」といいます。）の着手金及び報酬金は，次のとおりとします。

事件の内容	着手金及び報酬金
子の返還申立事件	それぞれ770,000円以上， 1,100,000円以下
面会交流調停・審判申立事件	それぞれ550,000円以上， 770,000円以下
子の返還，面会交流等に係る交渉事件， 仲裁センター事件	それぞれ330,000円以上， 550,000円以下

出国禁止命令，旅券提出命令申立事件	それぞれ110,000円以上， 220,000円以下

２　前項の規定にかかわらず，弁護士は，依頼者と協議のうえ，ハーグ条約適用対象事件の着手金及び報酬金の額を，依頼者の経済的資力，事案の複雑さ及び事件処理に要する手数，時間等を考慮し，適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

(境界に関する事件)

第２８条　境界確定訴訟，境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は，440,000円以上，660,000円以下とします。ただし，同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，着手金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

２　前項の着手金及び報酬金は，第１６条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは，同条の規定によります。

３　境界に関する調停事件，仲裁センター事件，筆界特定手続及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は，事件の内容により，第１項の規定による額又は前項の規定により算定された額のそれぞれ３分の２に減額することができるものとします。

４　境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件，仲裁センター又は筆界特定手続事件を受任するときの着手金は，第１項の規定による額又は第２項の規定により算定された額のそれぞれ２分の１とします。

５　境界に関する調停事件，仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は，第１項の規定による額又は第２項の規定により算定された額のそれぞれ２分の１とします。

６　前各項の規定にかかわらず，弁護士は，依頼者と協議のうえ，境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を，依頼者の経済的資力，事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡，時間等を考慮し，適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

(借地非訟事件)

第２９条　借地非訟事件の着手金は，借地権の額を基準として，次のとおりとします。ただし，同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，着手金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	330,000円以上，550,000円以下
5000万円を超える場合	前段の額に，5000万円を超える部分の０．５

	５％を加算した額

２　借地非訟事件の報酬金は，次のとおりとします。ただし，弁護士は，依頼者と協議のうえ，報酬金の額を，事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡，時間等を考慮し，適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

(1) 申立人については，申立てが認められたときは，借地権の額の２分の１を，相手方の介入権が認められたときは，財産上の給付額の２分の１を，それぞれ経済的利益の額として，第１６条の規定により算定された額。

(2) 相手方については，その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは，借地権の額の２分の１を，賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは，賃料増額分の７年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として，第１６条の規定により算定された額。

３　借地非訟に関する調停事件，仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は，事件の内容により，第１項の規定による額又は前項の規定により算定された額の，それぞれ３分の２に減額することができるものとします。

４　借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は，第１項の規定による額の２分の１とします。

５　借地非訟に関する調停事件，仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は，第１項の規定による額の２分の１とします。

（保全命令申立事件等）

第３０条　仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」といいます。）の着手金は，第１６条の規定により算定された額の２分の１とします。ただし，審尋又は口頭弁論を経たときは，同条の規定により算定された額の３分の２とします。

２　前項の事件が重大又は複雑であるときは，第１６条の規定により算定された額の４分の１の報酬金を受けることができるものとします。ただし，審尋又は口頭弁論を経たときは，同条の規定により算定された額の３分の１の報酬金を受けることができるものとします。

３　第１項の手続のみにより本案の目的を達したときは，前項の規定にかかわらず第１６条の規定に準じて報酬金を受けることができるものとします。

４　保全執行事件は，その執行が重大又は複雑なときに限り，保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし，その額については，次条第１項及び第２項の規定を準用します。

５　第１項の着手金，第２項及び第３項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は，本案事件と併せて受任したときでも，本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けるものとします。
６　保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は，220,000円を最低額とします。

（民事執行事件等）
第３１条　民事執行事件の着手金は，第１６条の規定により算定された額の２分の１とします。
２　民事執行事件の報酬金は，第１６条の規定により算定された額の４分の１とします。
３　民事執行事件の着手金及び報酬金は，本案事件に引き続き受任したときでも，本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取るものとします。ただし，着手金は第１６条の規定により算定された額の３分の１とします。
４　執行停止事件の着手金は，第１６条の規定により算定された額の２分の１とします。ただし，本案事件に引き続き受任するときは，同条の規定により算定された額の３分の１とします。
５　前項の事件が重大又は複雑なときは，第１６条の規定により算定された額の４分の１の報酬金を受けることができるものとします。
６　民事執行事件及び執行停止事件の着手金は，110,000円を最低額とします。

（倒産事件）
第３２条　破産，民事再生，特別清算及び会社更生の各事件の着手金は，資本金，資産及び負債の額並びに，関係人の数等事件の規模に応じて定め，それぞれ次の額とします。ただし，前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は，本条で定める着手金に含まれます。
(1) 事業者の自己破産事件　550,000円以上
(2) 非事業者の自己破産事件　220,000円以上
(3) 自己破産以外の破産事件　550,000円以上
(4) 事業者の民事再生事件　1,100,000円以上
(5) 非事業者の民事再生事件　1,100,000円以上
(6) 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件　330,000円以上
(7) 特別清算事件　1,100,000円以上
(8) 会社更生事件　2,200,000円以上

２　前項の各事件の報酬金は，第１６条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は，配当額，配当資産，免除債権額，延べ払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。ただし，前項第１号のうち事業者が個人の場合及び第２号の事件は，依頼者が免責決定を受けたときに限り，報酬金を受けることができるものとします。

（任意整理事件）

第３３条　前条第１項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」といいます。）の着手金は，資本金，資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め，それぞれ次の額とします。

(1) 非事業者の任意整理事件については，債権者１社につき，33,000円として債権者数に応じて算定された金額とします。ただし，１社の債権額が，

①50万円を超える場合には22,000円

②100万円を超える場合には55,000円

③500万円を超える場合には110,000円

④1000万円を超える場合には220,000円

⑤5000万円を超える場合には330,000円

⑥1億円を超える場合には550,000円

をそれぞれ１社ごとに加算することができるものとします。

(2) 前号の着手金は，110,000円を最低額とします。

(3) 事業者の任意整理事件については，非事業者について算定された額の倍額以上とします。

２　前項の事件が清算により終了したときの報酬金は，債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」といいます。）を基準として，次のとおり算定します。

(1) 弁護士が債権取立て，資産売却等により集めた配当原資額につき，

配当原資の額	報酬金
500 万円以下の場合	16.5％
500 万円を超え，1000 万円以下の場合	11％+275,000 円
1000 万円を超え，5000 万円以下の場合	8.8％+495,000 円
5000 万円を超え，1 億円以下の場合	6.6％+1,595,000 円
1 億円を超える場合	5.5％+2,695,000 円

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から，任意提供を受けた配当原資額につき，

配当原資の額	報酬金
5000 万円以下の場合	3.3%
5000 万円を超え，1 億円以下の場合	2.2%+550,000 円
1 億円を超える場合	1.1%+1,650,000 円

3　第１項の事件が，債務の免除・履行期間の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は，前条第２項の規定を準用します。

4　第１項の事件の処理について，裁判上の手続を要したときは，前２項に定めるほか，本節の規定により算定された報酬金を受けることができるものとします。

5　前各項の規定にかかわらず，本件事件等につき，日本弁護士連合会の「債務整理事件処理の規律を定める規程」（平成二十三年二月九日会規第九十三号）が適用されるときの弁護士報酬は，同規程及び同規程施行規則（平成二十三年二月十七日規則第百四十五号）に従います。

(行政上の不服申立事件等)

第３４条　行政上の異議申立て，審査請求，再審査請求その他の不服申立て及び行政手続事件の着手金は，第１６条の規定により算定された額の３分の２とし，報酬金は，同条の規定により算定された額の２分の１とします。ただし，審尋又は口頭審理等を経たときは，同条の規定を準用します。

2　前項の着手金は，110,000円を最低額とします。

第２節　刑事事件

(刑事事件の着手金)

第３５条　刑事事件の着手金は，次のとおりとします。

刑事事件の内容		着 手 金
１　起訴前	①　事案簡明な事件	220,000 円以上, 550,000 円以下
	②　①以外の事件	550,000 円以上
２　起訴後 （第１審）	①　裁判員裁判対象事件で事案簡明な事件	550,000 円以上, 1,100,000 円以下
	②　①以外の裁判員裁判対象事件	1,100,000 円以上
	③　裁判員裁判対象外の事件で事案簡明な事件	330,000 円以上, 550,000 円以下
	④　③以外の裁判員裁判対象外の事件	550,000 円以上, 1,100,000 円以下
３　上訴審 （控訴審及び上告審をいいます）	①　事案簡明な事件	330,000 円以上, 550,000 円以下
	②　①以外の事件	550,000 円以上
４　再審事件		550,000 円以上
５　再審請求事件		550,000 円以上

２　前項の事案簡明な事件とは，特段の事件の複雑さ，困難さ又は繁雑さが予想されず，委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって，起訴前については事実関係に争いがない情状事件，起訴後については公判開始から公判終結までの公判開廷回数が２から３回程度と見込まれ，事実関係に争いがない情状事件（上告事件を除きます。）をいいます。上告審については，事実関係に争いがなく，争点が比較的少ない簡明な事件をいいます。

（刑事事件の報酬金）

第３６条　刑事事件の報酬金は，次のとおりとします。

	刑事事件の内容	結 果	報 酬 金
１　起訴前	① 事案簡明な事件	ｉ　不起訴	330,000 円以上， 550,000 円以下
		ii　求略式命令	ｉの額を超えない額
	② ①以外の事件	ｉ　不起訴	550,000 円以上
		ii　求略式命令	550,000 円以上
２　起訴後（裁判員裁判対象事件）	① 事案簡明な事件	ｉ　刑の執行猶予	550,000 円以上， 1,100,000 円以下
		ii　求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
	② ①以外の事件	ｉ　無　罪	2,200,000 円以上
		ii　刑の執行猶予	1,100,000 円以上， 2,200,000 円以下
		iii　求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
	③ 上訴審（再審事件を含みます）	ｉ　無　罪	2,200,000 円以上
		ii　刑の執行猶予	1,100,000 円以上， 2,200,000 円以下
		iii　求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		４　検察官上訴が棄却された場合	1,100,000 円以上
３　２以外の事件	① 事案簡明な事件	ｉ　刑の執行猶予	330,000 円以上， 550,000 円以下

		ii 求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
	② ①以外の事件	i 無　罪	1,100,000 円以上
		ii 刑の執行猶予	550,000円以上, 1,100,000 円以下
		iii 求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
	③ 上訴審（再審事件を含みます）	i 無　罪	1,100,000 円以上
		ii 刑の執行猶予	550,000 円以上, 1,100,000 円以下
		iii 求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		iv 検察官上訴が棄却された場合	1,100,000 円以上
4 再審請求		再審開始の決定がされた場合	1,100,000 円以上

2　前項の事案簡明な事件とは，前条第２項の事案簡明な事件と見込まれ，かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

3　第１項の報酬金は，接見回数，公判出頭回数等を考慮して協議のうえ，同項の定める基準に従いその額を決めるものとします。

(刑事事件につき，同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第３７条　起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除きます。）され，引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは，第３５条に定める着手金を受けることができます。

２　刑事事件につき，同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，前２条の規定にかかわらず，着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

３　弁護士は，追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して１件あたりの委任事務処理量が軽減されるときは，追加受任する事件につき，着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

(検察官の上訴取下げ等)

第３８条　検察官の上訴の取下げ又は免訴，公訴棄却，刑の免除，破棄差戻し若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は，それまでに弁護人が費やした時間及び委任事務処理量を考慮したうえ，第３６条の規定を準用します。

(保釈等)

第３９条　保釈，勾留の執行停止，抗告，即時抗告，準抗告，特別抗告，勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は，依頼者との協議により，被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に，相当な額を受けることができるものとします。

２　前項における保釈の報酬金は，保釈決定がなされたとき，勾留の執行停止，抗告，即時抗告，準抗告，特別抗告，勾留理由開示等の報酬金は，各申立ての目的が達せられたときに，それぞれ発生するものとします。

(告訴，告発等)

第４０条　告訴，告発等の着手金，報酬金は，次のとおりとします。

	告訴，告発	検察審査の申立て，仮釈放，仮出獄，恩赦等
着手金	220,000円以上	110,000円以上
報酬金	220,000円以上	110,000円以上

２　前項における告訴，告発の報酬金は，告訴，告発が受理されたとき，検察審査の申立て，仮釈放，仮出獄，恩赦等については各申立ての目的が達せられたときに，それぞれ発生するものとします。

第３節　少年事件

（少年事件の着手金及び報酬金）

第４１条　少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含みます。以下同じ。）の着手金は，次のとおりとします。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	330,000円以上，550,000円以下
抗告，再抗告及び保護処分の取消し	330,000円以上，550,000円以下

２　少年事件の報酬金は，次のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	330,000円以上
その他	330,000円以上，550,000円以下

３　弁護士は，着手金及び報酬金の算定につき，家庭裁判所送致前の受任か否か，刑事被疑者としての勾留の有無，非行事実の争いの有無，少年の環境調整に要する手数の繁簡，少年鑑別所送致の観護措置の有無，試験観察の有無等を考慮するものとし，依頼者と協議のうえ，事件の重大性等により，前２項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

（少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合）

第４２条　家庭裁判所送致前に受任した少年事件は，第４条の規定にかかわらず，家庭裁判所に送致されても１件の事件とみなします。

２　少年事件につき，同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは，前条の規定にかかわらず，抗告審等の着手金及び報酬金を，適正妥当な範囲内で減額することができます。

３　弁護士は，追加して受任する事件が同種であること，又は従前の事件と併合して審理に付されることが見込まれることにより，追加件数の割合に比して１件あたりの委任事務処理量が軽減されるときは，追加受任する事件につき，着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

４　少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は，本章第２節の規定によるものとします。ただし，同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は，その送致前の委任事務処理量を考慮して，受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができます。

第４章　手数料

（手数料）

第４３条　手数料は，本基準に特に定めのない限り，事件等の対象の経済的利益の額を基準として，次の各号の表のとおり算定するものとします。経済的利益の額の算定については，第１３条から第１５条までの規定を準用します。

(1) 裁判上の手数料

項　目	分　類	手　数　料
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも，本案事件の着手金とは別に受けることができます)	基　本	220,000 円に第１６条第１項の着手金の規定により算定された額の１０％を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解（本手数料を受けたときは，契約書その他の文書を作成しても，その手数料を別に請求しません)	示談交渉を要しない場合	300 万円以下の場合：110,000 円
		300 万円を超え，3000 万円以下の場合：1.1%+77,000 円
		3000 万円を超え，3 億円以下の場合：0.55%+242,000 円
		3 億円を超える場合：0.33%+902,000 円
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として，第１７条又は第２１条から第２９条までの各規定により算定された額
公　示　催　告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基　本	55,000 円以上，110,000 円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

(2) 裁判外の手数料（(3)を除くもの）

項 目	分 類	手 数 料	
法律関係調査（事実関係調査を含みます）	基　本	55,000 円以上	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定　型	経済的利益の額が1000 万円未満のもの	110,000 円
		経済的利益の額が1000 万円以上，1 億円未満のもの	220,000 円
		経済的利益の額が1 億円以上のもの	330,000 円以上
	非定型	基　本	300 万円以下の場合：110,000 円
			300 万円を超え，3000 万円以下の場合：1.1%+77,000 円
			3000 万円を超え，3 億円以下の場合：0.33%+308,000 円
			3 億円を超える場合：0.11%+968,000 円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に 33,000 円以上の金額を加算します。
内容証明郵便作成	基　本	33,000 円以上，55,000 円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
遺言書作成	経済的利益の額が300 万円以下の場合		220,000 円

	300万円を超え， 3000万円以下の場合	1.1％+187,000 円
	3000 万円を超え， 3 億円以下の場合	0.33％+418,000 円
	3 億円を超える場合	0.11％+1,078,000 円
	特に複雑又は特殊な事情 がある場合	弁護士と依頼者との協議 により定める額
	公正証書にする場合	上記手数料に 33,000 円以上 の金額を加算します。
遺言書検認申立て		110,000 円
遺言執行	基本	300 万円以下の場合 ：330,000 円
		300 万円を超え， 3000 万円以下の場合 ：2.2％+264,000 円
		3000 万円を超え， 3 億円以下の場合 ：1.1％+594,000 円
		3 億円を超える場合 ：0.55％+2,244,000 円
	特に複雑又は特殊な 事情がある場合	弁護士と依頼者との協議 により定める額
	遺言執行に裁判手続を 要する場合	遺言執行手数料とは別に， 裁判手続に要する弁護士 報酬
会社設立等	設立，増減資，合併，分割， 組織変更，通常清算	資本額若しくは総資産額 のうち高い方の額又は増 減資額に応じて以下によ り算出された額。ただし， 合併又は分割については 2,200,000円を，通常清算 について1,100,000円を， その他の手続については 110,000円を，それぞれ最 低額とします。

		1000万円以下の場合 ：4.4％ 1000万円を超え， 2000万円以下の場合 ：3.3％+110,000円 2000万円を超え， 1億円以下の場合 ：2.2％+330,000円 1億円を超え， 2億円以下の場合 ：1.1％+1,430,000円 2億円を超え， 20億円以下の場合 ：0.55％+2,530,000円 20億円を超える場合 ：0.33％+6,930,000 円
会社設立等 以外の登記等	申請手続	１件 55,000 円以上。ただし，事案によっては，弁護士と依頼者との協議により，適正妥当な範囲内で増減額することができます。
	交付手続	登記簿謄抄本，戸籍謄抄本，住民票等の交付手続は １通につき 1,000 円以上
株主総会等 指導等	基　本	330,000 円以上
	総会等準備も指導する場合	550,000 円以上
現物出資等証明（会社法第３３条第１０項３号等に基づく証明）		１件330,000円。ただし，出資等に係る不動産価格及び調査の難易，繁閑等を考慮して，弁護士と依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額するものとします。
簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保険		次により算定された額。

に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）	ただし，損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には，第１５条に基づき着手金及び報酬金を算定します。 給付金額が150万円以下の場合：33,000円 給付金額が150万円を超える場合：給付金額の2.2％
任意後見契約及び財産管理・身上監護	(1)　契約の締結に先立って，依頼者の事理弁識能力の有無，程度及び財産状況その他（依頼者の財産管理又は身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料 「法律関係調査」の基準を準用します。 (2)　契約締結後，委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬 (ｲ)　日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合 月額11,000円以上，55,000円以下 (ﾛ)　上記に加えて，収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 月額33,000円以上，110,000円以下 ただし，不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は，月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けることができるものとします。 (3)　契約締結後，その効力が生じるまでの間，依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料 １回あたり11,000円以上，55,000円以下

(3) 入管手続等

手続の種類		手数料
在留資格認定証明書交付申請（海外からの呼び寄せ）		110,000円以上, 550,000円以下
在留期間の更新	ア．単純な更新（当事務所で在留資格取得申請を行った方）	66,000円以上, 220,000円以下
	イ．変更を伴う更新	165,000円以上, 440,000円以下
在留資格の変更		165,000円以上, 440,000円以下
再入国許可申請		55,000円以上, 110,000円以下
永住許可申請		220,000円以上, 440,000円以下
帰化許可申請		330,000円以上, 660,000円以下
在留特別許可申請		330,000円以上, 660,000円以下
上陸特別許可申請		330,000円以上, 660,000円以下

なお,弁護士は,過去に不許可歴があるなど事案の内容や複雑性等に応じて,報酬額を増額することができるものとします。また，上記は，成功報酬ではなく，申請が不許可となった場合でも，報酬の返還は致しかねます。
原則として，委任契約締結時に，報酬額の半額を頂戴します。また，書類作成後，申請前に残額を頂戴します。

第５章　時間制

(時間制・タイムチャージ)

第４４条　弁護士は，依頼者との協議により，受任する事件等に関し，第２章から第４章まで及び第７章の規定によらないで，１時間あたりの適正妥当

な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます。）を乗じた額を，弁護士報酬として受けることができます。

2　前項の単価は，１時間ごとに金33,000円～金66,000円とし，各弁護士の具体的単価は委任契約書に定めたものとします。ただし，受任した事件等の処理に要した時間に，１時間に満たない端数が生じた場合，その端数については，０．１時間（６分）ごとに算定できるものとします。

3　弁護士は,具体的な単価の算定にあたり,事案の困難性,重大性,特殊性,新規性及び弁護士の熟練度等を考慮し，前項の額を増減することができるものとします。

4　時間制報酬は,弁護士が受任事件に関して,出廷や準備書面等の作成,情報資料の探索,検討,打合せ,その他書面の起案,相手方との交渉,会議出席,講義,意見書の作成等,実際に業務処理に従事した全時間を対象とします。

5　弁護士は，時間制により弁護士報酬を受けるときは，あらかじめ依頼者から相当額を預かることができるものとします。

6　弁護士は，依頼者との協議により，第２章から第４章まで及び第７章の規定によって，弁護士報酬を定めた事件等について，あらかじめ設定した処理期間を超えた場合は，その超えた期間において，当該事件等の処理に要した時間につき，第１項から第３項までの規定を適用することができるものとします。

第６章　顧問料

（顧問料）

第４５条　顧問料は，月額33,000円以上とし，以下を標準とします。

月額顧問料	33,000 円	55,000 円	110,000 円
顧問料に含まれる業務時間	2 時間	4 時間	8 時間
上記時間超過時のタイムチャージ額（１時間あたり）	29,700 円	26,400 円	23,100 円
弁護士報酬割引	10%	20%	30%
（ご参考） 顧問契約がない場合の上記業務時間のタイムチャージ額	66,000 円～	132,000 円～	264,000 円～

2　前項にかかわらず，弁護士は，依頼者と協議のうえ，前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

3　顧問契約に基づく弁護士業務の内容は，依頼者との協議により，個別に定めるものとしますが，特に明記しない場合は，以下の各号に定める業務

とします。

(1) 日常業務における一般的かつ簡易な法律相談

(2) 一般的かつ簡易な契約書の作成及びチェック

(3) 一般的かつ簡易なリサーチ業務

(4) 企業内部の定型規則（株主総会規則，取締役会規則，秘密情報取扱規程等）の作成及びチェック

4　時間制（タイムチャージ）の場合は，毎月の顧問料に含まれる所定時間又は業務金額をあらかじめ定めて，所定時間又は業務金額を超える業務については，別途時間制で弁護士報酬を請求できるものとします。

5　依頼者の代理業務は，個別案件として別途弁護士報酬を請求できるものとします。また，依頼者の依頼内容が第３項の業務に該当するものであっても，弁護士は，案件の規模や業務の内容に応じて，本条の顧問料ではなく，又は，これに加えて，本基準に基づく他の弁護士報酬及び実費を請求することができるものとします。

第７章　日　当

（日　当）

第４６条　日当は，次のとおりとします。

半日（往復２時間を超え，４時間まで）	33,000円以上，55,000円以下
１日（往復４時間を超える場合）	55,000円以上，110,000円以下

2　前項にかかわらず，弁護士は，依頼者と協議のうえ，前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

3　弁護士は，概算により，あらかじめ依頼者から日当を預かることができるものとします。

4　弁護士は，前項の規定により日当を預かった場合には，その都度又は１年に２回以上清算するものとします。

（出廷日当）

第４７条　出廷日当を定める場合は，次のとおりとします。

訴訟事件，非訟事件，家事審判事件，行政審判事件，労働審判事件，調停事件及び仲裁事件等の裁判外紛争解決手段事件（民間紛争解決手続事件を含みます。），刑事事件又は少年事件等の期日のために裁判所へ出廷又は関係機関へ出席（以下「出廷等」といいます。）する場合の日当は，１回につき22,000円以上，110,000円以下とします。

2　前項にかかわらず，弁護士は，依頼者と協議のうえ，前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

３　弁護士は，概算により，あらかじめ依頼者から出廷日当を預かることができるものとします。
４　弁護士は，前項の規定により出廷等日当を預かった場合には，その都度又は１年に２回以上清算するものとします。

第８章　実費等

（実費等の負担）
第４８条　弁護士は，依頼者に対し，弁護士報酬とは別に，収入印紙代，郵便切手代，謄写料，交通通信費，宿泊料，保証金，供託金，その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができます。
２　弁護士は，概算により，あらかじめ依頼者から実費等を預かることができるものとします。
３　前項の概算額につき，不足が発生し，又はその発生が見込まれるに至った場合には，弁護士は依頼者に対し，追加の支払を求めることができるものとします。
４　弁護士は，依頼者から預かった実費等について，事件等の処理が終了した後に速やかに清算するものとします。
５　弁護士は，依頼者と協議のうえ，弁護士報酬金の一部に実費等を含めて算出することができるものとします。
（交通機関の利用）
第４９条　弁護士は，出張のための交通機関については，最高運賃の等級を利用することができるものとします。

第９章　委任契約の清算

（委任契約の中途終了）
第５０条　委任契約に基づく事件等の処理が，委任契約の解除又は委任事務の継続不能により，中途で終了した場合には，弁護士は，依頼者と協議のうえ，委任事務処理の程度に応じて，受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し，又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求するものとします。
２　前項において，委任契約の終了につき，弁護士のみに重大な責任があるときは，弁護士は受領済みの弁護士報酬を返還するものとします。ただし，弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは，弁護士は，依頼者と協議のうえ，その全部又は一部を返還しないことができます。
３　第一項において，委任契約の終了につき，弁護士に責任がないにもかかわらず，依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき，依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき，その他依頼者に重大な責任があるときは，弁護士は，弁護士報酬の全部を請求すること

ができます。ただし，弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは，その全部については請求することができず，終了していない事務の程度に応じて減額するものとします。

（事件等処理の中止等）

第５１条　依頼者が着手金，手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは，弁護士は事件等に着手せず，又はその処理を中止することができるものとします。

２　前項の場合には，弁護士はあらかじめ依頼者にその旨を通知します。

（弁護士報酬の相殺等）

第５２条　依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは，弁護士は，依頼者に対する金銭債務と相殺し，又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。

２　前項の場合には，弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知します。

以上

附則

本基準は2026年9月25日から施行します。